行政インフォメーション INFORMATION 行政インフォメーション INFORMATION

支給します!

物価高騰対応重点支援給付金

町では、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、物価高騰の負担が大きい低所得者世帯に対し、給付金の支 給を行います。

住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金

▶支給対象となる世帯

基準日(令和5年12月1日)時点で寄居町に住民登録 があり、次の①、②のいずれかに該当する世帯

- ①世帯の全員が「令和5年度住民税均等割のみ課税」
- ②「令和5年度住民税均等割のみ課税」の方と「令和 5年度住民税非課税」の方で構成される世帯
- ▶給付額/1世帯当たり **10万円**

子育て支援給付金(こども加算分)

▶支給対象となる世帯

基準日(令和5年12月1日)時点で寄居町に住民登録 があり「令和5年度住民税所得割が非課税」の世帯 のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯

▶給付額/児童1人当たり 5万円

共通

▶申請方法

対象となる可能性がある世帯に対して、4月中旬から 順次通知を発送します。

- ※添付書類が必要な場合があります。
- ※基準日に寄居町にお住まいで、やむを得ず寄居町に住民登録が ない場合はお問い合せください。
- ※住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯は 支給対象となりません。

問総合政策課(₹581·2121内線461·462)

ご利用ください!

高齢者向け自転車用ヘルメット購入補助金

令和5年4月1日から、道路交通法の改正により自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。自転車乗 車時の死亡事故のうち、ヘルメット未着用での死亡事故が約6割を占めています。また、自転車乗車時の死亡重傷事故 は、高齢者の年齢層で最も多く発生しています。そこで、町では65歳以上の高齢者を対象にヘルメット購入費の一部 を補助します。

- ▶対象/次の①、②の要件をすべて満たす方
- ①町内在住で、申請時に65歳以上の方 ②ヘルメットの購入者であり使用者の方 ※使用者1人につき1回限り、1個まで
- ▶対象となるヘルメット/次の①~③の要件をすべて 満たすヘルメット
- ①令和6年4月1日以降に購入したもの
- ②新品のもの
- ③安全基準の認証がある自転車用ヘルメット
- S Gマーク(一般財団法人製品安全協会)
- ●JCFマーク(公益財団法人日本自転車競技連盟)等
- ▶補助金額/購入費の 2分の1 (上限額2,000円)
- ※補助金は、ポイントを付与したYori-Caカードで交付します(使 用期限は令和7年3月31日(引まで)
- ※送料等に係る費用等を除く
- ※100円未満は切り捨て
- ※オークションやフリマサイトでの購入品は補助対象外

- ▶申請期間/4月15日(月)~11月29日(金) ※予算額に達した時点で受付終了となります。
- ▶申請方法/次の①~④を持参し、生活環境エコタウ ン課へ申請してください。
- ①寄居町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請 書(生活環境エコタウン課、または町公式ホーム ページで取得できます)
- ②申請者(使用者)の名前、住所、生年月日が確認でき る、公的機関が発行した身分証明書(運転免許証、 健康保険証、マイナンバーカード等)の写し
- ③購入日、購入金額を確認できる領収書、またはレ シートの写し
- ④ヘルメットの安全基準の認証を確認できる保証書 の写し、ヘルメット現物または認証マークが写って いる写真

問生活環境エコタウン課(▼581・2121内線222)



町では、町内の住宅改修施工業者と契約し居住用住宅の改修を行う際、その費用の一部を補助しています。

- ▶受付開始 / 4 月 **15** 日(月)~ ※予算額に達した時点で受付終了となります。
- ▶対象/次の①~⑤の要件をすべて満たす方
- ①町内在住で、町の住民基本台帳に登録されている方
- ②対象となる住宅を所有し、かつ居住している方
- ③町税等の滞納がない方
- ④対象となる改修工事について、ほかの補助制度を受 けていない方
- ⑤過去に補助を受けた翌年度から起算して5年経過し た方
- ▶対象となる住宅/次の①~③のいずれかに該当する 建築物
- ①個人住宅(自己の居住用の建築物)
- ②併用住宅(個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築 物になっている場合の居住用部分のみ)
- ③集合住宅(アパート等の所有者の自己居住部分のみ)

▶主な改修工事例

- ○屋根や外壁の改修または塗装工事
- ○部屋の防音や断熱工事
- ○手すり設置や段差解消工事
- ○間取りの変更工事
- ○床、内壁、天井等の改修工事等
- ▶対象工事/町内に事業所がある施工業者が行う、工事 費が20万円以上(消費税および地方消費税を除く)で、 令和7年2月末日までに完了する住宅改修工事。なお、 交付決定後30日以内に着工する必要があります。
- ※新築や建て替え工事、補助金交付決定通知以前に着手した工事 等は対象外となります。詳しくは工事着工前にお問い合わせく ださい。

- ▶補助金額/改修工事に要した費用(税抜)の 10% (20万円を上限)※千円未満は切り捨て
- ▶申請方法/次の①~⑨を持参し、産業振興企業誘致課 へ申請してください。
- ①寄居町住宅改修資金補助金交付申請書
- ②住民票の写し
- ③当該住宅にかかる固定資産税の評価証明書
- ④町税、水道料金、公共下水道使用料および農業集落 排水処理施設使用料に関して滞納のないことを証 明できる書類
- ⑤類似補助制度の申請状況調査同意書
- ⑥当該住宅の案内図
- (7)改修工事箇所の図面
- ⑧改修工事の見積書の写し(工事費内訳を明示した
- 9改修工事施工前の現場写真
- ※①、⑤の書式は町公式ホームページから取得できます。



問産業振興企業誘致課(▼581·2121内線412)